

審議会等会議録

(敬称略)

会議の名称	令和4年度第1回加須市介護保険運営協議会（書面審議）
開催日時	【書面審議通知日】 令和4年7月28日（木） 【議決日（書面決議書提出期限日）】 令和4年8月15日（月）
開催場所	—
議長氏名	村田 芳子
出席委員	【書面審議を通知した委員】 内田親、加藤美津枝、藤咲和子、小林貞子、町田由男、神田修、 村田芳子、梅澤和正、柿崎信子、鈴木勝幸、 栂木澤和弥、秋葉豊二、鎗田宏、黒田茂美、佐藤進
欠席委員	—
会議次第	【議事（書面審議を行う事項）】 （1）令和3年度加須市介護保険事業特別会計歳入歳出決算（案） 等について （2）第4次加須市高齢者支援計画の進行管理【令和3年度の実績 と評価】について （3）地域で高齢者を支え合うしくみづくりについて
会議資料の名称	資料1-1 令和3年度加須市介護保険事業特別会計歳入歳出決算 （案） 資料1-2 加須市介護保険事業の状況 資料2 第4次加須市高齢者支援計画の進行管理 【令和3年度の 実績と評価】 資料3 地域で高齢者を支え合うしくみづくりについて
会議の公開又は 非公開の別	公開
傍聴者の数	—
説明者の職・氏名 （書面回答対応者）	福祉部高齢介護課長 山岸弘通、同課主幹 佐藤喜美子、同課主幹 杉 山大綱、同課主幹 萩原宏和、同課主査 岩井靖広
事務局職員職・氏名	福祉部高齢介護課長 山岸弘通、同課主幹 佐藤喜美子、同課主幹 杉 山大綱、同課主幹 萩原宏和
会議録の作成方法	要点記録
その他必要な事項	なし

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
<p>秋葉豊二委員</p> <p>事務局回答</p>	<p>【議事（書面審議を行う事項）】</p> <p>(1) 令和3年度加須市介護保険事業特別会計歳入歳出決算（案）等についての諮問</p> <p>(書面による意見及び回答)</p> <p>介護保険料の収納確保については、滞納繰越分の収納率が年々下がっているが、当然の事象である。どうしても収納できない案件は、不納欠損で処理してもいいのではないかと。</p> <p>介護保険料は、介護保険法第200条第1項の規定により2年の時効が定められており、時効により債権が消滅したものについては毎年度、不納欠損として報告しています。</p> <p>介護保険料は、介護保険制度を支える貴重な財源であるため、市としては、まず制度の趣旨を理解していただき保険料を納付していただくことが基本であると考えております。</p> <p>災害や病気などによりやむを得ず保険料を払うことが難しい方については減免制度があるため、個々の状況に合わせて適切な納付折衝等に努めてまいります。</p> <p>(書面決議)</p> <p>諮問事項を承認する：15人 承認しない：0人</p> <p>承認多数により諮問事項を承認</p>
<p>柿崎信子委員</p> <p>事務局回答</p>	<p>(2) 第4次加須市高齢者支援計画の進行管理【令和3年度の実績と評価】についての諮問</p> <p>(書面による意見及び回答)</p> <p>(2章1節2に関して)</p> <p>「広報KAZO」に保健だよりのページが毎月広報されている。「困った時の相談窓口」の中に高齢者相談センターは隔月番号のみの広報。2025年を控えた現在「高齢者相談センターだよりの」を1ページ毎月少しずつ広報する方法は無理でしょうか。(諸事情がわからず申し上げているかもしれませんが)</p> <p>「広報かぞ」に掲載する記事については、市が実施する全ての施策・事業を対象としており、紙面のスペース等の都合上、高齢者相談センターの特集記事を毎月掲載することは難しい状況となっております。</p> <p>高齢者相談センターの周知については、「広報かぞ」及び市ホームページへの掲載、市役所窓口等でのパンフレットの配布、市内の公共施設、医療機関、スーパー等へのポスターの掲示のほか、高齢者相談センター職員による高齢者宅への個別訪問や、自治協力団体、民生委員・児童委員等が主催する会議への出席等、様々な機会を通じて実施しているとこ</p>

秋葉豊二委員	<p>ろです。</p> <p>令和4年9月からは、市民課待合ロビー等に設置しているモニターにPR画像を流すなど、高齢者相談センターの更なる周知を図ってまいります。</p> <p>第2章第4節の住宅改修の支援件数が伸びないのは、ケアマネの問題もあるが、住宅改修の手続が面倒なこと、工務店等が利幅が少ないので積極的でないこと、手すり等は福祉用具で代替できることなども原因なのではないか。</p>
事務局回答	<p>本事業は被保険者が介護保険住宅改修のみを利用する場合において、「住宅改修が必要な理由書」を作成する居宅介護支援事業所に対して1件2,000円(税別)の手数料を支給するものであります。住宅改修以外のサービス利用がない場合、居宅介護支援費の支給ができないため、手数料を支給することで住宅改修のみを希望する高齢者を支援することを目的としています。御指摘の件数につきましては、本事業に該当するケースが少なく、申請数が少ないことが理由であります。今後も制度周知のため、窓口やケアマネジャー会議等で説明を行ってまいります。</p>
柿崎信子委員	<p>3章1節1、3節11は、目標・取組みが共通しているように感じる。認知症対策は、認知症の人、家族の日常生活を理解、共感することから始まるのが、重要に思われる。</p>
事務局回答	<p>認知症に関する取組でございますが、第3章第1節1番の「認知症への理解の促進」については、主に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成することなどにより、広く市民の認知症に対する理解や知識の普及促進を図ることを目的としております。</p> <p>一方で、第3章第3節11番の「認知症の人の日常生活への支援」については、認知症ケアに係るより実践的な活動を推進していくことを目的としたもので、具体的には、認知症サポーターのスキルアップ講座の開催及びチームオレンジの整備に取り組んでおります。</p> <p>今後も、認知症の人とその家族などの視点を重視しながら、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制づくりを進めてまいります。</p>
加藤美津枝委員	<p>第4章第3節No.2 介護業務の効率化及び質の向上</p> <p>介護保険の様々な申請書類は様式が複雑であると利用者の立場で思っているため、より手続の簡素化ができるとよいと思う。</p>
事務局回答	<p>介護分野における文書負担軽減の取組については、介護現場の業務効率化のため、簡素化、標準化、ICT等の活用の3つの視点から、国の専門委員会で検討が行われております。</p> <p>これは主に介護サービス事業者の負担軽減を目的としており、被保険</p>

サポーターの登録については、チラシを作成し、地域内で周知を図っているブロンズ会議があります。また、ブロンズ会議の会議等を通じ、各種団体からサポーター登録を呼びかけている地域もあります。

- 3① 令和4年11月に実施開始を予定しております。
② 地域ブロンズ会議に販売場所の候補を挙げていただき、移動スーパーを実施する企業が現地調査等を踏まえ、決定してまいります。
③ 高齢化率が高い地域や移動スーパーの需要がある地域を想定しております。

地元商店等の営業を圧迫しないよう、販売場所の調整の段階で事業説明にお伺いいたします。

各地域での取組内容は高齢者を支える要になっているので、全地域に広まるよう今後の話し合いや取り組み方に期待します。

今年度は、各地域ブロンズ会議の関係者が一堂に会し、事例発表及び意見交換ができる機会を計画しております。

各地域のブロンズ会議の活動の一助としていただき、市内各地で高齢者を支える仕組みづくりが進むよう取り組んでまいります。

(書面決議)

諮問事項を承認する：15人 承認しない：0人

承認多数により諮問事項を承認

藤咲和子委員

事務局回答

会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年8月29日

署名

村田芳子